

「平成30年度若年者地域連携事業」
に係る仕様書

第1 総則

1 事業名

若年者地域連携事業

2 本事業の目的

若年者を取り巻く雇用環境については、完全失業率が改善傾向にあるものの、全年齢計に比べて高い水準で推移するとともに、フリーターについては平成28年において155万人となっており、また、大学卒業後3年以内の離職率が3割程度であるなど、一部で厳しい状況が続いていることから、若年者の個々のニーズに応じたきめ細かい就職支援が必要である。

若年者の就職支援については、平成15年6月「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省の政策の連携強化及び総合的な推進を図るとともに、地域による若年者対策への主体的な取組を推進するため、都道府県が地域による若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ。以下「センター」という。）を設置しているところである。

厚生労働省としては、都道府県の強み・特色を活かした若年者雇用対策を推進するため、若年者地域連携事業をセンター等において実施することとする。

3 事業の実施期間等

(1) 事業の実施期間

平成30年4月2日（予定）から平成31年3月29日まで

(2) その他

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性があるため、別途協議する。

4 委託費に関する考え方

- (1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。具体的には仕様書別紙1を参照すること。
- (2) 都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。

- (3) 委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。
- (4) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

5 公正な取扱い

- (1) 受託者は、本事業実施に当たり、利用者に適切な支援を提供し、正当な理由なく支援の提供を拒んではならない。
- (2) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

6 事業目標の設定

受託者は契約時において事業目標の設定を行い、事業実施期間中における事業評価を受けるものとする。

第2 若者地域連携事業の詳細

1 事業の概要

地域関係者との連携の下、若年失業者やフリーター等の若年者（40代前半までの不安定就労者を含む。）を広く対象に、若年労働者の早期離職を防止するとともに、安定した雇用に結びつけることを目的とし、地域の実情を踏まえ、以下の4に掲げる事業であって、都道府県及び都道府県労働局等により構成された協議会において選定された事業（職業紹介事業に該当する事業を除く。）を実施するため、労働局は適切と認められる民間事業者に対し、若年者地域連携事業を委託するものである。

2 支援対象者

学生・生徒を含むおおむね35歳未満の若年者（なお、35歳～40代前半の不安定就労者であって、4における若年者向けの各種事業が当該者の就職を実現する上で効果的であると見込まれる場合については、支援対象者に含むものとする。）

3 実施箇所

センター等において実施することを基本とする。

4 事業の内容等

事業の内容については、次に掲げるそれぞれの事業のうち、事業者が提案すべき事業内容を仕様書別紙2に示すので、地域関係者との連携の下、相補的な事業内容

となるよう検討すること。また、本事業における従来の実施状況に関する情報について仕様書別紙3に示すので参考とすること。なお、事業の内容等については協議会の議論により変更がある場合がある。

(1) 事業内容

- I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援
- II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス
- III UIJ ターン就職に係る支援
- IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援

そのほか、事業を周知するためパンフレット、リーフレット等の作成及び配布、ホームページの活用等により効果的に広報を実施する。パンフレット等の作成の際は事前に労働局に相談を行うこと。

また、セミナー等の開催の都度参加者に対しアンケートを行い、月1回集計結果を委託者に報告すること。

なお、ハローワーク単独で実施が可能なもの、都道府県の事業と重複するものは実施不可とする。

(2) 事業実施期間中における事業評価について

本事業における実績項目（利用者及び就職者）については、以下のとおり実績状況の確認を行うこととする。

- ① 各項目の年間における目標達成率が80%を下回らないよう努めるものとし、周知広報等必要な措置を実施者は講じるものとする。
- ② 報告対象実績項目について、半年ごとの1回の確認の結果、その時点の目標達成率が年間目標の40%を下回った場合には、実施者は、速やかに改善策を検討し、都道府県労働局担当職員の承認を得た後、改善を実施する。
- ③ 改善に必要な周知広報等、必要な措置にかかる費用については、実施者の負担により行うものとする。

(3) コーディネーター等の配置

(1)の事業の実施に係る責任者として、次の①から⑤までに掲げる職務を行うコーディネーターを配置する。

- ① 事業の企画及び実施に関する事務
- ② 事業の実施状況の現地確認
- ③ 事業の実施結果の取りまとめ
- ④ 関係行政機関、関係団体等との連絡調整

⑤ その他事業の実施に必要な事務

また、事業の実施に当たり、コーディネーターとともに必要な事務を行う事務員を配置することができる。

委託費の内容

委託事業の遂行に必要と認められる経費は、具体的には以下のとおり。

1 事業費

I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援

中小企業職場見学会等の参加依頼状の印刷費、発送費、会場借料、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費

II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス

セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、カウンセラー謝金、カウンセリング用パソコンのリース及び維持管理に要した経費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費

III UIJ ターン就職に係る支援

セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費

IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援

セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費

2 人件費

① 謝金

管理業務を行うコーディネーター等に係る謝金

② 諸税及び負担金

社会保険料及び労働保険料事業主負担分（法定額）

3 管理費（上記1に掲げるものは除く。）

① 旅費

都道府県、労働局等関係者との連絡調整に係る交通費、関係会議への出席旅費

② 庁費

備品費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、光熱費、借料、回線使用料、福利厚生費等

③ 一般管理費

一般管理費の算出に当たって、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。
一般管理費率 = (「販売費及び一般管理費」 - 「販売費」) ÷ 「売上原価」 × 100

4 再委託費

再委託費は、委託業務の一部について、受託者以外の者に再委託するのに要する経費。ただし、再委託割合が50%を超えないこと。

提案すべき事業内容について

●平成30年度

項目	必要性 (○=必須、×=不要、空欄=任意)	実施内容・実施趣旨	支援対象者数
I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援	○	静岡県の平成29年8月における全職業計（常用計）の有効求人倍率は1.55倍となっているが、職業別の有効求人倍率においては、特に保安、建設、介護、福祉、運輸等の産業を中心に、人手不足状態（順に8.68倍、5.47倍、4.23倍、3.96倍、2.24倍）となっており、当該産業を含む地域の企業の人材確保を図るため、セミナーや企業の説明会等を開催し、当該企業の仕事の魅力や普段の働き方等についてPRすることにより、若年者の職業意欲の喚起を図る必要がある。	120人
II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	○	静岡県においては、15-44歳の失業率が4.4%（推計）と近隣県の数値（愛知県：3.9%、岐阜県4.1%、三重県：3.9%）と比べて高い傾向にあり、こうした者に対して、正社員雇用を促進するため各種セミナー、企業説明会、面接会や企業との交流会等の就職支援を行う必要がある。	800人
III Uターン就職に係る支援	○	静岡県は転出超過数が6,390人（H28）と近隣県で1位（愛知県：-6,265人（転入超過）、岐阜県：5,031人、三重県：3,597人）となっており、県全体として人口流出対策が課題となっている。 県内の大学に在学する県外出身者のうち、県内で就職するのは20%（推定）と低い数値となっていることが一因と史料されるため、主に県外出身の学生に対し、就職活動や就職後の生活に関する情報等を提供し県内就職を促進する専門窓口の設置等、支援を実施する。	450人
IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	○	静岡県は転出超過数が6,390人（H28）と近隣県で1位（愛知県：-6,265人（転入超過）、岐阜県：5,031人、三重県：3,597人）となっており、県全体として人口流出対策が課題となっているが、転出者の中には離職後に転出するものが一定数含まれると考えられる。離職を防止するため、合同研修を実施することで新卒者のネットワーク構築を促し、若年労働者が就職後に抱える職場に関する悩み等の解決を支援する。	1640人
V 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業	×		

その他、事業の実施にあたって求められる事項

- (1) IIにおいて、県内で開催されるセミナー、面接会等の就職関連イベントを毎月とりまとめ、リーフレットを作成して配布すること。
- (2) IIIにおいて、専門窓口はしずおかジョブステーション中部に開設し、月12日以上相談業務を実施すること。
- (3) 利用者への効率的な就職支援及びサービス向上のために、利用者へのアンケートを実施し、集計結果を活用したサービス向上に取り組むこと。また、集計結果を月1回委託者に報告すること。
- (4) 若年者地域連携事業の趣旨を踏まえ、静岡県が行うジョブカフェ事業、併設されているハローワークとの連携を踏まえた、地域の実情に沿った取り組みを行う企画内容であること。
- (5) 事業の実施に当たっては、労働局・静岡県と事前に協議・調整を行うこと。また労働局・静岡県から事業運営上必要な要請があった場合は、誠実に対応すること。
- (6) 必要に応じ、市町村、地域経済団体、学校等と連携を図ること。
- (7) 当該事業を実施遂行に当たり、専任者を3名以上配置し、最低2名は職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタントである者を配置すること。その内、1名はしずおかジョブステーション中部に配置すること。また、コーディネーターの配置が可能であること。
- (8) 当該事業の実施遂行においては、基本専任者にて行うこと。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	23,401	21,363	20,790
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		23,401	21,363	20,790
参考値 (b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		23,401	21,363	20,790
(注記事項)				
委託費の内訳は以下のとおり。				
	平成27年度(契約額)	平成28年度(契約額)	平成29年度(契約額)	
1. 事業費	8,096千円	5,341千円	5,683千円	
・若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	600千円	63千円	61千円	
・若年者に対する企業説明会の実施	433千円	790千円	300千円	
・若年者に対する中小企業職場見学会の実施	-	-	-	
・若年者による集団的就職活動の支援	4,677千円	90千円	2,100千円	
・メールカウンセリングの実施	-	-	-	
・フリーター・年長フリーター等・高校中退者に対する就職支援	1,223千円	795千円	540千円	
・内定者に対する講習会の実施	194千円	235千円	235千円	
・若年労働者の職場定着促進に関する支援	969千円	-	-	
・ジョブカフェ相互の連携強化に関する支援	-	0千円	0千円	
・労働法普及に関する取組の実施	-	160千円	67千円	
・事業に係る旅費等	-	3,208千円	2,380千円	
2. 管理費	14,404千円	14,440千円	13,567千円	
・人件費	9,813千円	10,323千円	10,585千円	
・諸税、負担金	1,432千円	1,451千円	1,672千円	
・回線使用料	7千円	420千円	180千円	
・旅費	46千円	-	-	
・庁費	3,106千円	2,246千円	1,130千円	
3. 消費税	901千円	1,582千円	1,540千円	
計	23,401千円	21,363千円	20,790千円	
(事業費の対前年50%増減理由)				
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度より事業費全体として旅費を計上しているため、項目ごとの事業費減。 「若年者の採用拡大のための広報及び啓発等」：平成28年度は冊子作成を削減。 「若年者に対する企業説明会の実施」：平成28年度中規模面接会を新設、平成29年度は縮小。 「若年者による集団的就職活動の支援」：平成28年度は適性検査の回数を削減、平成29年度は適性検査の回数を大幅に増やした。 「労働法普及に関する取組の実施」：平成29年度は冊子の作成を削減。 				

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
常勤職員	4	4	4
コーディネーター	3	3	3
事務員	1	1	1
メールカウンセラー			
非常勤職員			

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・コーディネーターについては、セミナー、イベント等の企画、運営に従事した経験があること。事業運営に関して関係者（労働者、静岡県経済団体、学校、市町村等）との調整能力を有しており、雇用労働情勢に明るいこと。
- ・コーディネーターの内2名は職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタントであること。
- ・事務員については、事務作業に必要なパソコン操作スキル（ワード・エクセル等）を有していること。

3. 年度別の事業実績について					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度
	目標	実績	目標	実績	目標 (計画)
1. 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等					
①人事セミナー					
参加企業数	-	-	-	-	-
参加者数	-	-	-	-	-
②人事担当者向けメルマガ配信	-	-	-	-	-
③企業訪問による広報・啓発					
企業訪問数	500社	775社	500社	459社	500社
④冊子印刷・配布による啓発	3,000冊	3,000冊	-	-	-
2. 若年者に対する企業説明会の実施					
①就職ガイダンス開催 (小規模)					
実施回数	9回	8回	5回	5回	5回
参加企業数	54社	46社	50社	50社	50社
参加者数	270人	171人	150人	82人	150人
②参加企業開拓					
参加企業	90社	111社	-	-	-
③就職ガイダンス開催					
実施回数	-	-	1回	1回	-
参加企業数	-	-	30社	30社	-
参加者数	-	-	100人	63人	-
3. 若年者に対する中小企業職場見学会の実施					
実施回数	-	-	-	-	-
参加企業数	-	-	-	-	-
参加者数	-	-	-	-	-
4. 若年者に対する職場実習機会の確保					
参加者数	-	-	-	-	-
5. 若年者による集团的就職活動の支援					
①就職活動準備セミナー					
実施回数	36回	36回	9回	9回	6回
参加者数	720人	296人	180人	69人	120人
②自己分析・適性検査					
実施回数	72回	128回	20回	20回	59回
参加者数	216人	394人	200人	51人	157人
6. メールカウンセリングの実施					
カウンセリング件数	-	-	-	-	-
7. フリーター等に対する就職支援					
①フリーター対象セミナー					
実施回数	72回	72回	54回	54回	36回
参加者数	1,440人	697人	1,080人	536人	720人
②年長フリーター対象セミナー					
実施回数	-	-	-	-	-
参加者数	-	-	-	-	-
③就活イベントカレンダー					
発行回数	-	-	月1回	月1回	月1回
8. 内定者に対する講習会の実施					
実施回数	20回	17回	20回	20回	30回
参加者数	各回5~20人	775人	各回5~20人	1437人	各回5~20人
9. 若年労働者の職場定着促進に関する支援					
①定着セミナー					
実施回数	-	-	-	-	-
参加者数	-	-	-	-	-
②出張セミナー					
実施回数	-	-	-	-	-
参加者数	-	-	-	-	-
③人事担当者セミナー					
実施回数	6回	6回	-	-	-
参加者数	120人	47人	-	-	-
10. ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援					
静岡県若年者就業支援機関連絡会議等					
実施回数	12回	12回	-	-	-
11. 高校中退者に対する就職支援					
実施回数	10回	10回	3回	3回	3回
参加者数	100人	40人	45人	44人	45人
参加企業数	-	-	15社	15社	15社
12. サービス向上等のための取組の実施					
実施回数	3,000件	2,325件	2,250件	1,768件	1762件
13. 労働法制の普及に関する取組の実施					
冊子印刷・配布による啓発	-	-	3,000冊	3,000冊	1,000冊
12. その他/求職者情報登録システムの構築					
登録者数	-	-	-	-	-
(注記事項)					

実施計画

委託事業の目的			
委託事業実施期間			
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
委託事業の概要			
内 容	対象者	目標	効果の把握方法
【事業名】 ●●● (直接実施・再委託)			
【事業概要】			

- ※ 「事業名」には、事業名のほか、()内に当該事業が直接実施するものであれば(直接実施)、再委託により実施するものであれば(再委託)と記載すること。
- ※ 「事業概要」には、具体的な実施内容、実施に係る組織体制、実施時期等について記載。
- ※ 「効果の把握方法」には目標達成のための実績の把握方法・把握時期等について記載。

企画書等概要

※ 提出する企画書等の概要について、下に掲げる項目について、特に特徴的であると考えられるポイントを押さえながら、指定の字数以内で簡潔にまとめること（全体でA4・3頁以内）。

会社名：●●●	
1 本事業の基本的な考え方、目的（400字以内）	企画書該当頁：●～●頁
2 各事業の構成、内容と目標（800字以内）	企画書該当頁：●～●頁
3 実施体制（特にセンターや地域の企業、学校、行政機関等との連携体制）（400字以内）	企画書該当頁：●～●頁
4 事業者の特長（200字以内）	企画書該当頁：●～●頁
5 アピールポイント（500字以内）	

関係会社一覧表

1. 入札参加事業者

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

2. 関係会社

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

(記載上の注意)

「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

障害者の雇用状況に関する報告書

若年者地域連携事業に係る入札に参加するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条に基づく障害者雇用状況報告書(平成 年6月1日現在)の写を添付するとともに、平成 年 月 日(入札公告日)現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

労働局
支出負担行為担当官
労働局総務部長 殿

A 事業主	(ふりがな)		住 所 〒 — — (TEL — —)
	法人名称		
	(ふりがな) 氏名又は代表者氏名		
	記名押印又は署名		
B 雇用の状況	1 常用雇用労働者の数		
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人
	(ロ) 短時間労働者の数		人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 ((イ)+(ロ)×0.5)		人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人
	2 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者 ※ () 内には、内数として、6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。		
	(ホ) 重度身体障害者の数	()	人
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	()	人
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数	()	人
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	()	人
	(リ) 身体障害者の数 ((ホ)×2+(ヘ)+(ト)+(チ)×0.5)	()	人
	(ス) 重度知的障害者の数	()	人
	(セ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	()	人
	(シ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	()	人
	(ツ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	()	人
	(ク) 知的障害者の数 ((ス)×2+(セ)+(シ)+(ツ)×0.5)	()	人
	(ケ) 精神障害者の数	()	人
	(コ) 精神障害者である短時間労働者の数	()	人
	(ク) 精神障害者の数 ((ケ)+(コ)×0.5)	()	人
	3 計 (2の(リ)+2の(ク)+2の(ク))	()	人
4 実雇用率 (3/1の(ニ)×100)		%	